

京都市地球温暖化対策条例の一部を改正する条例（令和2年12月18日京都市条例第24号）（環境政策局地球温暖化対策室）

地球温暖化対策に係る社会経済情勢の変化を踏まえ、令和32年までに、脱炭素社会（二酸化炭素排出量正味ゼロ（人の活動に伴って発生する二酸化炭素の排出の量と森林等の吸収源による二酸化炭素の除去の量との均衡がとれた状態をいう。以下同じ。）を達成し、かつ、生活の質の向上及び持続可能な経済の発展が可能となった社会をいう。以下同じ。）を実現することを目標として定めるほか、当該目標を達成するために行う地球温暖化対策に関し、必要な事項を定めるため、次のとおり改正することとしました。

1 前文の改正

将来の世代が夢を描ける豊かな京都を作り上げていくため、令和32年までに二酸化炭素排出量正味ゼロと生活の質の向上及び持続可能な経済の発展とが同時に達成される脱炭素社会の実現を目指し、あらゆる主体と気候変動に対する危機感を共有し、地球温暖化、そして気候危機に覚悟を持って立ち向かうことを決意することとします。

2 目的の改正

脱炭素社会を実現するとともに、気候変動影響に対応して、生活の安定、社会及び経済の健全な発展並びに自然環境の保全を図り、もって現在及び将来の市民の健康で文化的な生活の確保に寄与するとともに人類の福祉に貢献することを目的とします。

3 基本理念の新設

次に掲げる事項を基本理念として定めることとします。

- (1) 事業活動及び日常生活において、二酸化炭素排出量正味ゼロが達成されるよう、社会経済システムの転換を図ること。
- (2) 本市、事業者、市民、環境保全活動団体及び観光旅行者その他の滞在者が、脱炭素社会を実現することの重要性を認識し、それぞれの責務に基づき、自主的かつ積極的に取り組むこと。
- (3) 地球温暖化対策を通じて、温室効果ガスの排出の抑制等を図るとともに、社会及び経済の課題の解決に貢献すること。

4 本市の削減目標の改正

令和12年度までに本市の区域内における1年度当たりの温室効果ガスの総排出量を、平成25年度から40パーセントに相当する量以上の量を削減することを目標とします。

5 各主体の責務の追加

(1) 本市の責務

ア 地球温暖化対策の策定及び実施に当たって、大学、短期大学その他の教育研究機関、国及び国内外の地方公共団体との連携を推進することとします。

イ あらゆる主体が地球温暖化対策に自主的かつ積極的に取り組むことができるよう、社会的気運を醸成すること及び必要な措置を講じることとします。

(2) 事業者及び市民の責務

地球温暖化の防止等のために必要な措置を自主的かつ積極的に講じるとともに、他の者の地球温暖化対策の促進に寄与するための取組を行うことで、脱炭素社会の実現のために積極的な役割を果たすこととします。

(3) 本市の区域内にエネルギーを供給している事業者の責務

再生可能エネルギーの利用の拡大に資する措置を積極的に講じることとします。

(4) 観光旅行者その他の滞在者の責務

地球温暖化の防止等のために必要な措置を講じることとします。

6 地球温暖化対策計画に定める事項の追加

気候変動適応（気候変動影響による被害の防止並びに軽減その他生活の安定、社会及び経済の健全な発展並びに自然環境の保全をいう。以下同じ。）に関する具体的な施策を定めることとします。

7 本市による地球温暖化対策の充実

次に掲げる施策を、本市が重点的かつ効果的に推進しなければならない施策に加えます。

(1) 再生可能エネルギー電気等の購入を促進するための施策

(2) 再生可能エネルギー電気の安定的な供給を可能とする体制の構築に係る調査及び研究

(3) 情報通信技術等を活用した自己の自動車等以外の交通手段による移動の効率化を推進するための施策

(4) 情報通信技術の利用等による効率的な事業活動等を普及させるための施策

(5) 気候変動影響を踏まえた水害その他自然災害の予防を図る施策

(6) 気候変動影響及び気候変動適応に関する情報の収集等を行う拠点としての機能を担う体制の確保

8 事業者及び市民等の取組の充実

次に掲げる事項を、事業者及び市民等が取組に努めなければならない事項に加えます。

(1) 事業者及び市民の取組

- ア 再生可能エネルギー電気等を購入すること。
- イ エネルギーの消費量が比較的少ない電気機械器具、ガス器具その他のエネルギーを消費する機械器具（以下「エネルギー消費器具」という。）を優先的に購入すること。
- ウ エネルギーの消費量が比較的少ない役務を優先的に利用すること。
- エ エネルギーの使用の合理化に資する措置が講じられた建築物を優先的に購入し、又は賃借すること。
- オ 気候変動適応の重要性について関心と理解を深めること。

(2) 事業者の取組

- ア 建築物のエネルギーの使用の合理化のために講じられている措置について説明すること。
- イ 駐車施設において電気自動車等に電気を供給する設備を設置すること。
- ウ 金融機関は、環境に配慮した事業活動及び環境産業を支援すること。

(3) 観光旅行者その他の滞在者の取組

- ア エネルギー消費器具及び水道水の適切な使用により、エネルギーの消費量を抑制すること。
- イ エネルギーの消費量が比較的少ない役務を優先的に利用すること。
- ウ 可能な限り、自己の自動車等の使用を控え、徒歩により、又は公共交通機関若しくは自転車を利用して移動すること。

9 特定排出機器販売者の義務

特定排出機器（エアコン、照明器具、テレビ、電気冷蔵庫、電気便座）の販売者は、特定排出機器を購入しようとする者に対し、特定排出機器のエネルギー消費効率について説明しなければならないこととします。

10 エネルギー消費量等報告によるエネルギー消費量の削減

(1) エネルギー消費量等報告書の提出

準特定事業者（事業の用に供する建築物で、その用に供する部分の床面積の合計

が市長が定める面積以上のものの所有者（特定事業者を除く。）をいう。以下同じ。）は、毎年度、事業活動に伴うエネルギーの消費量に係る報告書（以下「エネルギー消費量等報告書」という。）を市長に提出しなければならないこととします。

(2) 指導及び助言

市長は、事業活動に伴うエネルギーの消費量を効果的に削減させるため、エネルギー消費量等報告書を提出した準特定事業者に対し、必要な指導及び助言をすることとします。

(3) 勧告及び公表

市長は、準特定事業者がエネルギー消費量等報告書の提出をしなかった等の場合は、必要な措置を講じるよう勧告することができることとします。また、当該勧告を受けた者が正当な理由がなくて当該勧告に従わないときには、その旨及びその内容を公表することができることとします。

1 1 準特定建築物における再生可能エネルギー利用設備の設置

(1) 準特定建築物における再生可能エネルギー利用設備の設置の義務

準特定建築物（温室効果ガスの排出の量が一定の量以上の市長が定める建築物（特定建築物を除く。）をいう。以下同じ。）の新築等をしようとする者（以下「準特定建築主」という。）は、準特定建築物又はその敷地に、再生可能エネルギー利用設備で、市長が定める基準に適合するものを設置しなければならないこととします。

(2) 完了の届出

準特定建築主は、準特定建築物の新築等における再生可能エネルギー利用設備の設置に係る工事が完了したときは、市長が定める届出書を速やかに市長に提出しなければならないこととします。

(3) 勧告及び公表

市長は、準特定建築主が(2)の規定による届出をしなかった等の場合は、必要な措置を講じるよう勧告することができることとします。また、当該勧告を受けた者が正当な理由がなくて当該勧告に従わないときには、その旨及びその内容を公表することができることとします。

1 2 建築士の説明等の義務

(1) 建築士による再生可能エネルギー利用設備の設置に関する説明

建築士（市長が定める建築物の新築等に係る設計を行う者に限る。以下同じ。）は、

当該設計の委託をした建築主に対し、当該建築物への再生可能エネルギー利用設備の設置について、市長が定める事項を記載した書面を交付して説明しなければならないこととします。

(2) 報告又は資料の提供

市長は、建築士に対し、温室効果ガスの排出の量を削減するための措置の実施の状況その他必要な事項について報告又は資料の提出を求めることができることとします。

(3) 勧告及び公表

市長は、建築士が(2)の規定による報告又は資料の提出をしなかった等の場合は、必要な措置を講じるよう勧告することができることとします。また、当該勧告を受けた者が正当な理由がなくて当該勧告に従わないときには、その旨及びその内容を公表することができることとします。

この条例は令和3年4月1日から施行することとしました。ただし、上記の11の措置は、令和4年4月1日から施行することとしました。

京都市地球温暖化対策条例の一部を改正する条例を公布する。

令和2年12月18日

京都市長 門川大作

京都市条例第24号

京都市地球温暖化対策条例の一部を改正する条例

第1条 京都市地球温暖化対策条例の一部を次のように改正する。

目次中「第8条」を「第9条」に、「第9条」を「第10条」に、「第10条」を「第11条」に、「第11条～第21条」を「第12条～第31条」に、「第22条・第23条」を「第32条・第33条」に、「表示義務（第24条）」を「表示等の義務（第34条）」に、「第25条」を「第35条」に、「第5章 事業者排出量削減計画による温室効果ガスの排出量の削減（第26条～第34条）」を「第5章 事業者排出量削減計画による温室効果ガスの排出量の削減（第36条～第44条）」に、「第6章 エネルギー消費量等報告によるエネルギー消費量の削減（第45条～第47条）」に、「第6章」を「第7章」に、「第35条」を「第48条」に、「第36条～第39条」を「第49条～第52条」に、「第40条～第43条」を「第53条～第56条」に、「第4節 建築物環境配慮性能の表示（第44条～第49条）」を「第4節 建築物環境配慮性能の表示（第57条～第62条）」に、「第5節」を「第6節」に、「第50条～第55条」を「第65条～第70条」に、「第7章」を「第8章」に、「第56条・第57条」を「第71条・第72条」に、「第8章」を「第9章」に、「第58条～第61条」を「第73条～第76条」に改める。

前文を次のように改める。

世界各地において、地球温暖化に起因するとみられる猛暑、集中豪雨、異常少雨等による被害が深刻化し、海面の上昇、森林火災、自然生態系への影響等、全ての生き物の生存基盤を揺るがす気候危機ともいえる時代に突入している。

人為的に排出され続けている温室効果ガスによって地球温暖化は更に進行しており、また、これに起因する自然災害の更なる頻発化、激甚化等が予測され、今、我々は、豊かな地球環境を将来の世代に引き継ぐことができるかどうかの岐路に立っている。

このような状況の下、気候変動に関する国際連合枠組条約の京都議定書から大きく飛躍したパリ協定が発効し、世界は21世紀後半までに脱炭素社会の実現を目指すことと

なり、さらに、令和32年頃に二酸化炭素排出量正味ゼロを達成することで、地球温暖化による地球環境への影響を軽減できることが、気候変動に関する政府間パネルの報告書において示された。

京都には、自然、命への感謝の念を大切にし、健康的で環境負荷の低減された豊かな食文化をはじめとする、1200年を超える悠久の歴史の中で培われてきた自然と共生する文化、しまつの心に象徴されるものを大切にする伝統が息づいている。

これまでから、本市は、こうした文化や伝統を礎に、事業者、市民、環境保全活動団体及び観光旅行者その他の滞在者の参加と協働により、地球温暖化を防止するための取組を先駆的かつ積極的に推進し、着実に成果を挙げてきたが、脱炭素社会の実現は極めて高い目標である。

現在を生きる我々が、豊かな地球環境を将来の世代に継承するという責任を果たすため、本市は、気候変動に関する国際連合枠組条約の京都議定書及びパリ協定を支えるIPCC京都ガイドライン(2006年IPCC国別温室効果ガスインベントリガイドラインの2019年改良をいう。)が採択された地として、文化や伝統、さらには、常に外からの刺激を受容し、咀嚼^{そしやく}するという進取の気風を生かして、二酸化炭素排出量正味ゼロとなる事業活動及び日常生活への転換を図っていく必要がある。

ここに、将来の世代が夢を描ける豊かな京都を作り上げていくため、令和32年までに二酸化炭素排出量正味ゼロと生活の質の向上及び持続可能な経済の発展とが同時に達成される脱炭素社会の実現を目指し、あらゆる主体と気候変動に対する危機感を共有し、地球温暖化、そして気候危機に覚悟を持って立ち向かうことを決意し、この条例を制定する。

第1条中「低炭素社会(人の活動に伴って発生する温室効果ガスの排出の量が少なく、かつ、温室効果ガスの吸収作用の保全及び強化により気候系に対して危険な人為的干渉を及ぼすこととならない水準において大気中の温室効果ガス濃度が安定し、持続的な発展が可能となった社会をいう。)を実現し」を「脱炭素社会(二酸化炭素排出量正味ゼロ(人の活動に伴って発生する二酸化炭素の排出の量と森林等の吸収源による二酸化炭素の除去の量との均衡がとれた状態をいう。以下同じ。)を達成し、かつ、生活の質の向上及び持続可能な経済の発展が可能となった社会をいう。以下同じ。)を実現するとともに、気候変動影響に対応して、生活の安定、社会及び経済の健全な発展並びに自然環境の保全を図り」に改める。

第2条第1項第2号中「防止」の右に「並びに気候変動影響による被害の防止並びに軽減その他生活の安定，社会及び経済の健全な発展並びに自然環境の保全（以下「気候変動適応」という。）」を加え，同項第3号中「二酸化炭素その他の別に定める」を「次に掲げる」に改め，同号に次のように加える。

ア 二酸化炭素

イ メタン

ウ 一酸化二窒素

エ 地球温暖化対策の推進に関する法律施行令（以下「令」という。）第1条に規定するハイドロフルオロカーボン（以下「代替フロン」という。）

オ 令第2条に規定するパーフルオロカーボン

カ 六ふっ化硫黄

キ 三ふっ化窒素

第2条第1項中第6号を第7号とし，第5号を第6号とし，第4号の次に次の1号を加える。

(5) 気候変動影響 地球温暖化その他の気候変動に起因して，人の健康又は生活環境の悪化，生物の多様性の低下その他の生活，社会，経済又は自然環境において生じる影響をいう。

第2条第2項中「前項第6号」を「前項第7号」に，「すべて」を「全て」に改める。
第61条を第76条とする。

第60条の見出し中「勧告」を「特定事業者等に対する勧告」に改め，同条第1項各号列記以外の部分中「特定建築主」を「準特定事業者，特定建築主，建築士」に改め，同項第1号中「第22条第2項，第23条第2項又は第25条第3項」を「第32条第2項，第33条第2項又は第35条第3項」に改め，同項第2号中「第27条第1項，第30条第1項，第36条第1項又は第52条第1項」を「第37条第1項，第40条第1項，第45条第1項，第49条第1項又は第67条第1項」に改め，同項第3号中「第27条第3項，第36条第3項，第38条第1項，第42条，第47条第1項」を「第37条第3項，第49条第3項，第51条第1項，第55条，第60条第1項」に，「第52条第2項又は第54条」を「第67条第2項又は第69条」に改め，同項第4号中「第58条」を「第73条」に改め，同条を第75条とする。

第59条を第74条とする。

第58条中「第34条第1項」を「第44条第1項」に改め、「事業者を含む。）」の右に「，準特定事業者（第47条第1項の規定によりエネルギー消費量等報告書を提出した事業者を含む。）」を加え、「第39条第1項」を「第52条第1項」に改め、「提出した者を含む。）」の右に「，建築士（第63条第1項に規定する設計を行う者に限る。以下同じ。）」を、「の量」の右に「又はエネルギーの消費量」を加え、同条を第73条とする。

第8章を第9章とする。

第7章中第57条を第72条とし、第56条を第71条とする。

第7章を第8章とする。

第6章第5節中第55条を第70条とし、第54条を第69条とする。

第53条の見出し中「勧告」を「特定緑化建築主に対する勧告」に改め、同条第1項中「第50条」を「第65条」に改め、同条を第68条とする。

第52条を第67条とし、第51条を第66条とし、第50条を第65条とする。

第6章第5節を同章第6節とし、同章第4節の次に次の1節を加える。

第5節 建築士の説明等の義務

(建築士による再生可能エネルギー利用設備の設置の促進)

第63条 建築士は、別に定める建築物の新築等に係る設計を行うときは、当該設計の委託をした建築主に対し、再生可能エネルギー利用設備の設置に関する情報について、別に定める事項を記載した書面を交付して説明しなければならない。

2 前項の規定は、当該建築主から、同項の規定による説明を要しない旨の意思の表明があった場合には、適用しない。

(保管)

第64条 建築士は、前条第1項の規定による説明をした場合又は同条第2項に規定する意思の表明があった場合には、その事実を証する書面として別に定める事項を記載したものを作成し、別に定める日まで保管しなければならない。

第49条第1項中「第39条第1項」を「第52条第1項」に、「第46条第1項」を「第59条第1項」に改め、第6章第4節中同条を第62条とする。

第48条を第61条とし、第47条を第60条とし、第46条を第59条とする。

第45条第1項中「前項」を「前条」に改め、同条を第58条とする。

第44条を第57条とする。

第43条の見出し中「勧告」を「特定建築主に対する勧告」に改め、同条第1項中「第40条又は第41条」を「第53条又は第54条」に改め、第6章第3節中同条を第56条とする。

第42条第2項に次のただし書を加える。

ただし、別に定める軽微な変更については、この限りでない。

第42条を第55条とし、第41条を第54条とする。

第40条中「特定建築物」の右に「又はその敷地内における土地に定着する工作物」を加え、同条を第53条とする。

第39条第2項中「第36条から」を「第49条から」に、「第36条第1項」を「第49条第1項」に改め、第6章第2節中同条を第52条とする。

第38条第2項中「第36条第4項」を「第49条第4項」に改め、同条を第51条とする。

第37条の見出し中「指導」を「計画書提出特定建築主に対する指導」に改め、同条を第50条とする。

第36条第2項第5号中「第44条」を「第57条」に改め、同条を第49条とする。

第6章第1節中第35条を第48条とする。

第6章を第7章とし、第5章の次に次の1章を加える。

第6章 エネルギー消費量等報告によるエネルギー消費量の削減

(エネルギー消費量等報告書の提出)

第45条 事業の用に供する建築物で、その用に供する部分の床面積の合計が別に定める面積以上であるものの所有者（特定事業者を除く。以下「準特定事業者」という。）は、毎年度、当該年度の事業活動に伴うエネルギーの消費量について、事業活動に伴うエネルギーの消費量に係る報告書（以下「エネルギー消費量等報告書」という。）を作成し、当該年度の翌年度の別に定める日までに市長に提出しなければならない。

2 エネルギー消費量等報告書には、次に掲げる事項を記載しなければならない。

- (1) 準特定事業者の氏名及び住所（法人にあつては、名称及び代表者名並びに主たる事務所の所在地）
- (2) 事業活動に伴うエネルギーの消費量の実績
- (3) 事業活動に伴うエネルギーの消費量を削減するために実施した措置の内容
- (4) 前3号に掲げるもののほか、市長が必要と認める事項

(エネルギー消費量等報告書を提出した準特定事業者に対する指導及び助言)

第46条 市長は、準特定事業者の事業活動に伴うエネルギーの消費量を効果的に削減させるため、前条第1項の規定によりエネルギー消費量等報告書を提出した準特定事業者に対し、その事業活動の状況に応じて、必要な指導及び助言をするものとする。
(準特定事業者以外の事業者によるエネルギー消費量等報告書の提出)

第47条 準特定事業者以外の事業者は、事業活動に伴うエネルギーの消費量の効果的な削減の方法について市長の指導及び助言を受けるため、単独で又は共同して、エネルギー消費量等報告書を作成し、別に定める日までに市長に提出することができる。

2 第45条第2項及び前条の規定は、前項の事業者がエネルギー消費量等報告書を提出する場合について準用する。

第34条第2項中「第27条から」を「第37条から」に、「第27条第1項」を「第37条第1項」に改め、第5章中同条を第44条とする。

第33条の見出し中「指導」を「計画書提出特定事業者に対する指導」に改め、同条中「第27条第2項第5号」を「第37条第2項第5号」に改め、同条を第43条とする。

第32条前段中「第27条第2項第4号」を「第37条第2項第4号」に改め、同条を第42条とする。

第31条第2項中「第28条第2項」を「第38条第2項」に改め、同条を第41条とする。

第30条第2項中「第27条第4項」を「第37条第4項」に改め、同条を第40条とする。

第29条第2項中「第27条第2項第4号」を「第37条第2項第4号」に改め、同条を第39条とする。

第28条を第38条とする。

第27条第1項中「第30条及び第31条」を「第40条及び第41条」に改め、同条を第37条とする。

第26条第1項第1号中「第30条第1項」を「第40条第1項」に改め、同項第2号中「第28条第1項」を「第38条第1項」に、「第31条第1項」を「第41条第1項」に改め、同条を第36条とする。

第25条第4項中「第22条第3項」を「第32条第3項」に改め、第4章第4節中

同条を第35条とする。

第24条第2項中「の求めがあったときは」を「に対し」に改め、第4章第3節中同条を第34条とする。

第4章第3節の節名中「表示義務」を「表示等の義務」に改める。

第23条第1項第1号中「温室効果ガス」を「電気自動車その他の温室効果ガス」に改め、同項第2号中「温室効果ガス」を「電力併用自動車その他の温室効果ガス」に改め、第4章第2節中同条を第33条とする。

第22条を第32条とする。

第21条第1項中「地球温暖化対策」を「脱炭素社会を実現すること」に改め、第4章第1節中同条を第30条とし、同条の次に次の1条を加える。

(気候変動適応への関心と理解)

第31条 事業者及び市民は、気候変動適応の重要性について関心と理解を深めるよう努めなければならない。

第20条を第27条とし、同条の次に次の2条を加える。

(環境に配慮した事業活動等の支援)

第28条 金融機関は、環境に配慮した事業活動及び環境産業の支援に努めなければならない。

(代替フロンの管理の適正化)

第29条 事業者及び市民は、代替フロンの管理の適正化に努めなければならない。

第19条中「及び市民」を「、市民及び観光旅行者その他の滞在者」に改め、同条を第23条とし、同条の次に次の3条を加える。

(環境技術の研究開発)

第24条 事業者は、大学、短期大学その他の教育研究機関と連携して、地球温暖化の防止等に寄与する技術に係る研究及び開発に努めなければならない。

(環境産業の振興)

第25条 事業者は、環境産業の振興に努めなければならない。

(効率的な事業活動等の推進)

第26条 事業者は、情報通信技術の利用等による効率的な事業活動及び労働の推進に努めなければならない。

第18条中「及び市民」を「、市民及び観光旅行者その他の滞在者」に改め、「ほか、」

の右に「京都固有の食文化を生かした」を加え、同条を第22条とする。

第17条中「、温室効果ガスの排出の抑制を図るため」を削り、同条を第21条とする。

第16条第2項を次のように改める。

2 事業者及び市民は、自動車等の利用に当たっては、環境に配慮した運転をするよう努めなければならない。

第16条を第18条とし、同条の次に次の2条を加える。

(電気自動車等の充電設備の設置)

第19条 別に定める駐車施設を所有する者又は設置しようとする者は、当該駐車施設において電気自動車(電気を動力源とする自動車で、内燃機関を有しないものをいう。以下同じ。)及び電力併用自動車(内燃機関を有する自動車で併せて電気を動力源として用いるものであって、廃エネルギーを回収する機能を備えていることにより大気汚染防止法第2条第16項に規定する自動車排出ガスの排出の抑制に資するものうち、動力源として用いる電気を外部から充電する機能を備えているものをいう。以下同じ。)に電気を供給する設備を設置するよう努めなければならない。

(繰り返し配達を行わせることの抑制)

第20条 事業者及び市民は、貨物の受取に当たっては、当該貨物の受取に関し、繰り返し配達を行わせることがないよう努めなければならない。

第15条第1項中「及び市民」を「、市民及び観光旅行者その他の滞在者」に改め、同条を第17条とする。

第13条及び第14条を削り、第12条を第16条とする。

第11条の見出し中「利用等」を「利用」に改め、同条第1項中「事業活動及び日常生活に伴う」を「次に掲げる事項の実施その他の」に改め、同項に次の各号を加える。

- (1) その所有する建築物又はその敷地に再生可能エネルギー利用設備を設置すること。
- (2) 再生可能エネルギー電気等を購入すること。

第11条第2項及び第3項を削り、同条を第12条とし、同条の次に次の見出し及び3条を加える。

(エネルギーの使用の合理化等)

第13条 事業者及び市民は、次に掲げる事項の実施その他の事業活動及び日常生活に伴うエネルギーの使用の合理化に努めなければならない。

- (1) エネルギーの消費量が比較的少ない電気機械器具，ガス器具その他のエネルギーを消費する機械器具（以下「エネルギー消費器具」という。）を優先的に購入すること。
- (2) エネルギー消費器具及び水道水の適切な使用により，これらの使用に伴うエネルギーの消費量を抑制すること。
- (3) エネルギーの消費量が比較的少ない役務を優先的に利用すること。

2 観光旅行者その他の滞在者は，次に掲げる事項の実施に努めなければならない。

- (1) エネルギー消費器具及び水道水の適切な使用により，これらの使用に伴うエネルギーの消費量を抑制すること。
- (2) エネルギーの消費量が比較的少ない役務を優先的に利用すること。

第14条 事業者は，エネルギーの消費量が比較的少ないエネルギー消費器具及び役務の提供に努めなければならない。

2 事業者は，エネルギー消費器具又は役務を利用しようとする者に対し，その利用に伴うエネルギーの消費量に関する情報を提供するよう努めなければならない。

(建築物のエネルギーの使用の合理化に資する措置)

第15条 建築物の新築若しくは増築（以下「新築等」という。）又は改築をしようとする者は，当該建築物に係るエネルギーの使用の合理化に資する措置を講じるよう努めなければならない。

2 建築物の購入又は賃借をしようとする者は，エネルギーの使用の合理化に資する措置が講じられた建築物を優先的に購入し，又は賃借するよう努めなければならない。

3 建築物の販売又は賃貸を行う者は，建築物の購入又は賃借をしようとする者に対し，建築物のエネルギーの使用の合理化のために講じられている措置について説明するよう努めなければならない。

第10条第1項各号列記以外の部分中「温室効果ガスの排出の抑制等」を「地球温暖化の防止等」に改め，同項第1号を次のように改める。

- (1) 再生可能エネルギーの利用の拡大を図るための施策で次に掲げるもの
 - ア 再生可能エネルギーを利用するための設備（以下「再生可能エネルギー利用設備」という。）の設置を促進するための施策
 - イ 再生可能エネルギー源を利用して得られる電気（以下「再生可能エネルギー電気」という。）又は再生可能エネルギー電気に相当するものとして別に定めるもの

が付与された電気（以下「再生可能エネルギー電気等」という。）の購入を促進するための施策

ウ 再生可能エネルギー電気の安定的な供給を可能とする体制の構築に係る調査及び研究

エ その他の再生可能エネルギーの利用を促進するための施策

第10条第1項第16号を同項第21号とし、同項第15号中「防止」を「防止等」に改め、「国際協力」の右に「及び国際連携」を加え、同号を同項第20号とし、同項第14号中「が地球温暖化の防止に関する理解を深めることができるように」を「による地球温暖化対策を促進」に改め、同号を同項第19号とし、同項第13号中「防止」を「防止等」に改め、同号を同項第17号とし、同号の次に次の1号を加える。

(18) 地域コミュニティ（本市の区域内における地域住民相互のつながりを基礎とする地域社会をいう。）を単位とする地球温暖化の防止等の活動を促進するための施策

第10条第1項第12号中「防止」を「防止等」に改め、同号を同項第16号とし、同項第11号中「防止」を「防止等」に改め、「並びに当該技術を有する産業（以下「環境産業」という。）の育成及び振興」を削り、同号を同項第13号とし、同号の次に次の2号を加える。

(14) 地球温暖化の防止等に寄与する産業（以下「環境産業」という。）の育成及び振興を図るための施策

(15) 情報通信技術の利用等による効率的な事業活動及び労働を普及させるための施策

第10条第1項第10号を同項第12号とし、同項第7号から第9号までを2号ずつ繰り下げ、同項第6号中「消費その他の」の右に「京都固有の食文化を生かした」を加え、同号を同項第8号とし、同項第5号を同項第7号とし、同項第4号ア中「その他の交通需要管理施策（自動車等による交通の抑制、自動車等による交通の空間的又は時間的な分散化その他の交通の円滑化を図るための施策をいう。）」を「、情報通信技術等を活用した自己の自動車等以外の交通手段による移動の効率化の推進その他の自動車等による交通の抑制を図るための施策」に改め、同号エ中「自動車等の駐車時における原動機の停止」を「環境に配慮した運転」に改め、同号を同項第6号とし、同項中第3号を第5号とし、第2号を第4号とし、第1号の次に次の2号を加える。

(2) 事業活動及び日常生活に伴うエネルギーの使用の合理化（一定の目的を達成するためのエネルギーの使用に際して、より少ないエネルギーで同一の目的を達成する

ために徹底的な効率の向上を図ることをいう。以下同じ。)を促進するための施策
(3) 建築物(建築基準法第2条第1号に規定する建築物をいう。以下同じ。)に係るエネルギーの使用の合理化を促進するための施策

第10条第1項に次の5号を加える。

- (22) 代替フロン管理の適正化を促進するための施策
- (23) 気候変動影響を踏まえた水害その他自然災害の予防を図る施策
- (24) 気候変動影響を踏まえた熱中症の予防を図る施策
- (25) 気候変動影響に係る情報の収集及び効果的な気候変動適応に係る調査及び研究
- (26) 気候変動影響及び気候変動適応に関する情報の収集、整理、分析及び提供等を行う拠点としての機能を担う体制の確保

第10条第2項第1号中「第20条の3第1項」を「第21条第1項」に改め、同項第6号中「温室効果ガスの排出の抑制等」を「地球温暖化の防止等」に改め、同号を同項第7号とし、同項第5号中「並びに住宅及び事業場」、「再生可能エネルギーを利用するための設備(以下「」及び「」という。)」を削り、同号を同項第6号とし、同項第4号中「公共の」を「本市が設置し、又は管理する公共の」に、「防止」を「防止等」に改め、同号を同項第5号とし、同項中第3号を第4号とし、第2号を第3号とし、第1号の次に次の1号を加える。

- (2) 再生可能エネルギー電気等の購入

第3章中第10条を第11条とする。

第9条第2項第2号中「総排出量の削減」を「排出の抑制等」に改め、同項第3号を同項第4号とし、同項第2号の次に次の1号を加える。

- (3) 気候変動適応に関する具体的な施策

第2章中第9条を第10条とする。

第8条第2号中「防止」を「防止等」に改め、第1章中同条を第9条とする。

第7条中「本市、事業者、市民及び環境保全活動団体が実施する地球温暖化対策に協力する」を「次に掲げる」に改め、同条に次の各号を加える。

- (1) 地球温暖化の防止等のために必要な措置を講じること。
- (2) 他の者が実施する地球温暖化対策に協力すること。

第7条を第8条とする。

第6条第1号中「日常生活に関し、」を削り、「防止」を「防止等」に、「講じる」を「自

主的かつ積極的に講じるとともに、日常生活を通じ、他の者の地球温暖化対策の促進に寄与するための取組を行うことで、脱炭素社会の実現のために積極的な役割を果たす」に改め、同条を第7条とする。

第5条第1項第1号中「事業活動に関し、」を削り、「防止」を「防止等」に改め、「(他の者の地球温暖化の防止に寄与するための措置を含む。)」を削り、「講じる」を「自主的かつ積極的に講じるとともに、事業活動を通じ、他の者の地球温暖化対策の促進に寄与するための取組を行うことで、脱炭素社会の実現のために積極的な役割を果たす」に改め、同条第2項第2号を次のように改める。

(2) 再生可能エネルギー（再生可能エネルギー源（エネルギー供給事業者による非化石エネルギー源の利用及び化石エネルギー原料の有効な利用の促進に関する法律第2条第3項に規定する再生可能エネルギー源をいう。以下同じ。）を利用して得ることができるエネルギーをいう。以下同じ。）の利用の拡大に資する措置を積極的に講じること。

第5条を第6条とする。

第4条第2号中「事業者、市民及び環境保全活動団体」を「あらゆる主体」に改め、「こと」の右に「並びに大学、短期大学その他の教育研究機関、国及び国内外の地方公共団体との連携を推進すること」を加え、同条第4号を削り、同条第3号中「防止」の右に「及び気候変動適応（以下「地球温暖化の防止等」という。）」を加え、同号を同条第4号とし、同条第2号の次に次の1号を加える。

(3) あらゆる主体が地球温暖化対策に自主的かつ積極的に取り組むことができるよう、社会的気運を醸成すること及び必要な措置を講じること。

第4条を第5条とする。

第3条第1項中「平成42年度」を「令和12年度」に、「平成2年度の」を「平成25年度の」に改め、「(以下「平成2年度温室効果ガス総排出量」という。）」を削り、「相当する量」の右に「以上の量」を加え、同条第2項を削り、同条を第4条とする。

第2条の次に次の1条を加える。

(基本理念)

第3条 地球温暖化対策の推進は、次に掲げる事項を基本理念として行わなければならない。

(1) 事業活動及び日常生活において、二酸化炭素排出量正味ゼロが達成されるよう、

社会経済システムの転換を図ること。

(2) 本市，事業者，市民，環境保全活動団体及び観光旅行者その他の滞在者が，脱炭素社会を実現することの重要性を認識し，それぞれの責務に基づき，自主的かつ積極的に取り組むこと。

(3) 地球温暖化対策を通じて，温室効果ガスの排出の抑制等を図るとともに，社会及び経済の課題の解決に貢献すること。

第2条 京都市地球温暖化対策条例の一部を次のように改正する。

目次中「第4節 建築物環境配慮性能の表示（第57条～第62条）」を「第4節 建築物環境配慮性能の表示（第57条～第62条）」に，
「第5節」を「第6節」に，「第63条・第64条」を「第65条・第66条」に，「第6節」を「第7節」に，「第65条～第70条」を「第67条～第72条」に，「第71条・第72条」を「第73条・第74条」に，「第73条～第76条」を「第75条～第78条」に改める。

第76条を第78条とする。

第75条第1項各号列記以外の部分中「特定建築主」の右に「，準特定建築主」を加え，同項第2号中「第67条第1項」を「第69条第1項」に改め，同項第3号中「第67条第2項又は第69条」を「第64条，第69条第2項又は第71条」に改め，同項第4号中「第73条」を「第75条」に改め，同条を第77条とする。

第74条第1項本文中「敷地」の右に「，準特定建築物若しくはその敷地」を加え，同条を第76条とする。

第73条中「提出した者を含む。）」の右に「，準特定建築主」を加え，「第63条第1項」を「第65条第1項」に改め，同条を第75条とする。

第8章中第72条を第74条とし，第71条を第73条とし，第7章第6節中第70条を第72条とし，第69条を第71条とする。

第68条第1項中「第65条」を「第67条」に改め，同条を第70条とする。

第67条を第69条とし，第66条を第68条とし，第65条を第67条とする。

第7章第6節を同章第7節とする。

第7章第5節中第64条を第66条とし，第63条を第65条とする。

第7章第5節を同章第6節とし，同章第4節の次に次の1節を加える。

第5節 準特定建築物における再生可能エネルギー利用設備の設置

(準特定建築物における再生可能エネルギー利用設備の設置)

第63条 温室効果ガスの排出の量が一定の量以上の別に定める建築物（特定建築物を除く。以下「準特定建築物」という。）の新築等をしようとする者（以下「準特定建築主」という。）は、準特定建築物又はその敷地に、再生可能エネルギー利用設備で、準特定建築物からの温室効果ガスの排出の量の削減に寄与するものとして別に定める基準に適合するものを設置しなければならない。

(完了の届出)

第64条 準特定建築主は、準特定建築物の新築等における再生可能エネルギー利用設備の設置に係る工事が完了したときは、次に掲げる事項を記載した別に定める届出書を、速やかに市長に提出しなければならない。

- (1) 種類
- (2) 利用することが可能な再生可能エネルギーの量
- (3) その他市長が必要と認める事項

附 則

(施行期日)

- 1 この条例中第1条、次項及び附則第3項の規定は令和3年4月1日から、第2条及び附則第4項の規定は令和4年4月1日から施行する。

(適用区分)

- 2 第1条の規定による改正後の京都市地球温暖化対策条例（以下「改正後の条例」という。）第53条及び第55条第2項ただし書の規定は、第1条の規定の施行の日（以下「施行日」という。）以後に建築基準法第6条第1項若しくは第6条の2第1項の規定による確認の申請又は同法第18条第2項の規定による通知をする者について適用する。
- 3 改正後の条例第7章第5節の規定は、施行日以後に建築士法第22条の3の2に規定する設計受託契約を締結した建築士について適用する。
- 4 第2条の規定による改正後の京都市地球温暖化対策条例第7章第5節の規定は、同条の規定の施行の日以後に建築基準法第6条第1項若しくは第6条の2第1項の規定による確認の申請又は同法第18条第2項の規定による通知をする者について適用する。

(環境政策局地球温暖化対策室)